

①申立書を提出するにあたっては、下記の出類を添付してください。

現在の住居の処分方法等	添付書類
(1) 現在の住居の売買契約書(写)又は不動産仲介業者等との媒介契約書(写)等、売却することを証する書類	・現在の住居の売買契約書(写)又は不動産仲介業者等との媒介契約書(写)等、売却することを証する書類 ・住民票(写)
(2) 現在の住居を賃貸する場合	・現在の住居の賃貸契約書(写)又は不動産仲介業者等との媒介契約書(写)等、賃貸することを証する書類 ・住民票(写)
(3) 現在の住居に転居申請書の提出等が在り場合	・転居届からの転居届 ・住民票(写)
(4) 現在の住居が遺産、社宅、貸借倉庫、賃貸等、転居申請書の所有権を有しない場合	・家主との間の賃貸契約書(写)、使用許可書(写)又は家主の証明書等、現在の住居の転居が証明申請書の所有であることを証する書類 ・住民票(写)
(5) その他	・現在の住居が今後、転居申請書の居住の用に供されるものではないことを証する書類 ・住民票(写)

②現在の住居の処分方法等が未定で、やむを得ず入居が滞り続ける場合には、下記の書類を提出してください。

事 由	添付書類
(1) 資金を借りるために相当額決定を乞う場合	・当該家屋を新築又は取得するための資金の交付等に関する借入金借付契約書(写)又は代金の支払原金の引取のある借入金借付契約書(写) ・住民票(写)等
(2) 都立人が未転出である場合	・前住人と証明申請者又は不動産仲介業者等との間の引取期日の引取のある売買契約書(写) ・住民票(写)
(3) 証明申請者又は家族が病気等でために、登記までに入居できない場合	・当該病院が転居された医師の診断書(写) ・住民票(写)
(4) その他	・やむを得ず入居が滞り続けることを証する書類 ・住民票(写)

登録申請書の提出を受ける「住居開家屋」の証明(申請)書 (租税特別措置法79条証明) 既存(中古)住居用

項目	適用要件	確認書類
申請者	誰でもよい(代理人でも可)	
所在地	中央区内に所在すること	・登記簿謄本又は抄本
家屋番号		
合計床面積	住居専用家屋で床面積5㎡以上	・売買契約書 ・家屋簿書き ・所有権移転登記の委任状 水増しのとき ・代金納付物部証書 ・捺印位置(記入日) ・取得年月日の確認 「捺印許可決定」はダメ!
住居部分	住居住宅の場合住居部分が90%以上	
構造	造	
建築年月日	取得の日前20年又は25年以内の新築 (25年は一定の非木造住宅の場合)	
取得年月日	建築年月日から20年又は25年以内	
取得者の住所・氏名		
入居時	住民票が移してあるか?	・住民票
入居予定	居住予定年月日・未入居の理由	・申立書(捺印あり)
区分所有家屋の兩次住居	区分所有の場合に記入しない	
該当箇条の規定に係る価値	当該家屋の積算又は贈與のための価値である	・金融機関貸付保証料書等

【注意事項】 1. 共有者の当該家屋に居住しない者がある場合は、当該家屋を住居の用に供する者の持分に係る部分についてのみ価値の適用が受けられる。この場合には「積算」欄に筆跡が受けられる者として、その氏名及び共有持分を記載する。
2. 申請書が、別様式であっても確認事項を満たしているものは受け付ける。
3. 説明手数料 1件につき1,300円
所有権の移転登記 5.0% → 0.3%
登記簿の改定登記 0.4% → 0.1%

登録料の特例

添付資料 1

◎申立書を提出するにあたっては、下記の書類を添付してください。

現在の住居の処分方法等	添付書類
(1) 現在の住居を売却する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の住居の売買契約書（写）又は不動産仲介業者等との媒介契約書（写）等、売却することを証する書類 ・住民票（写）
(2) 現在の住居を賃貸する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の住居の賃貸契約書（写）又は不動産仲介業者等との媒介契約書（写）等、賃貸することを証する書類 ・住民票（写）
(3) 現在の住居に証明申請者の親族等が住む場合	<ul style="list-style-type: none"> ・親族等からの申立書 ・住民票（写）
(4) 現在の住居が借家、社宅、寄宿舎、寮等、証明申請者の所有家屋でない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家主との間の賃貸契約書（写）、使用許可書（写）又は家主の証明書等、現在の住居が証明申請者の所有でないことを証する書類 ・住民票（写）
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の住居が今後、証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類 ・住民票（写）

※契約に至っていない場合は予約書

◎現在の住居の処分方法等が未定で、やむを得ず入居が登記の後になる場合には、下記の書類を提出してください。

事由	添付書類
(1) 資金を借りるために抵当権設定を急ぐ場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書（写）又は代金の支払期日の記載のある売買契約書（写） ・住民票（写）
(2) 前住人が未転出である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前住人と証明申請者又は不動産仲介業者等との間の引渡期日の記載のある売買契約書（写） ・住民票（写）
(3) 証明申請者又は家族が病気等であるために、登記までに入居できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・治療期間が記載された医師の診断書（写） ・住民票（写）
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず入居が登記の後になることを証する書類 ・住民票（写）